

中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）（東名ジャンクション（仮称））の建設事業に伴う用地取得等の施行に関する細目協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と中日本高速道路株式会社東京支社長（以下「乙」という。）とは、平成24年5月10日付けで締結した「関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第4条第1項の規定に基づき、必要な用地取得に関する調査・測量、用地取得及びこれに伴い通常生ずる損失の補償（以下「用地取得等」という。）の施行について、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、用地取得等の費用負担区分及び施行区分等について必要な事項を定め、その適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、用地取得等の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、別添図1に示すとおりとする。

（用地取得等の費用負担区分）

第4条 用地取得等の費用負担区分は、基本協定書第4条第1項に基づくものとし、その詳細は、別添図2に示す区分に基づき、乙が負担するものとする。

（用地取得等の施行区分）

第5条 用地取得等の施行区分は、別添図3に示す区分に基づき、甲及び乙が施行するものとする。  
2 前項の施行区分により受委託が発生する場合は、甲乙協議のうえ、受委託協定を締結するものとする。

（関係機関等との協議）

第6条 用地取得等の施行に伴う関係機関や地元との協議については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により実施するものとし、必要に応じて甲及び乙が協力して実施するものとする。

（苦情等の処理）

第7条 用地取得等の施行に伴う第三者からの苦情等については、原則として第5条第1項に規定する施行区分により処理するものとし、これによりがたい場合は、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

(損害の負担)

第8条 用地取得等の施行に伴い生じた損害の負担については、それぞれの責に帰する場合を除き、  
甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本協定に定める事務が完了する日までとする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定  
めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年5月10日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地  
国土交通省  
関東地方整備局長 下保 修

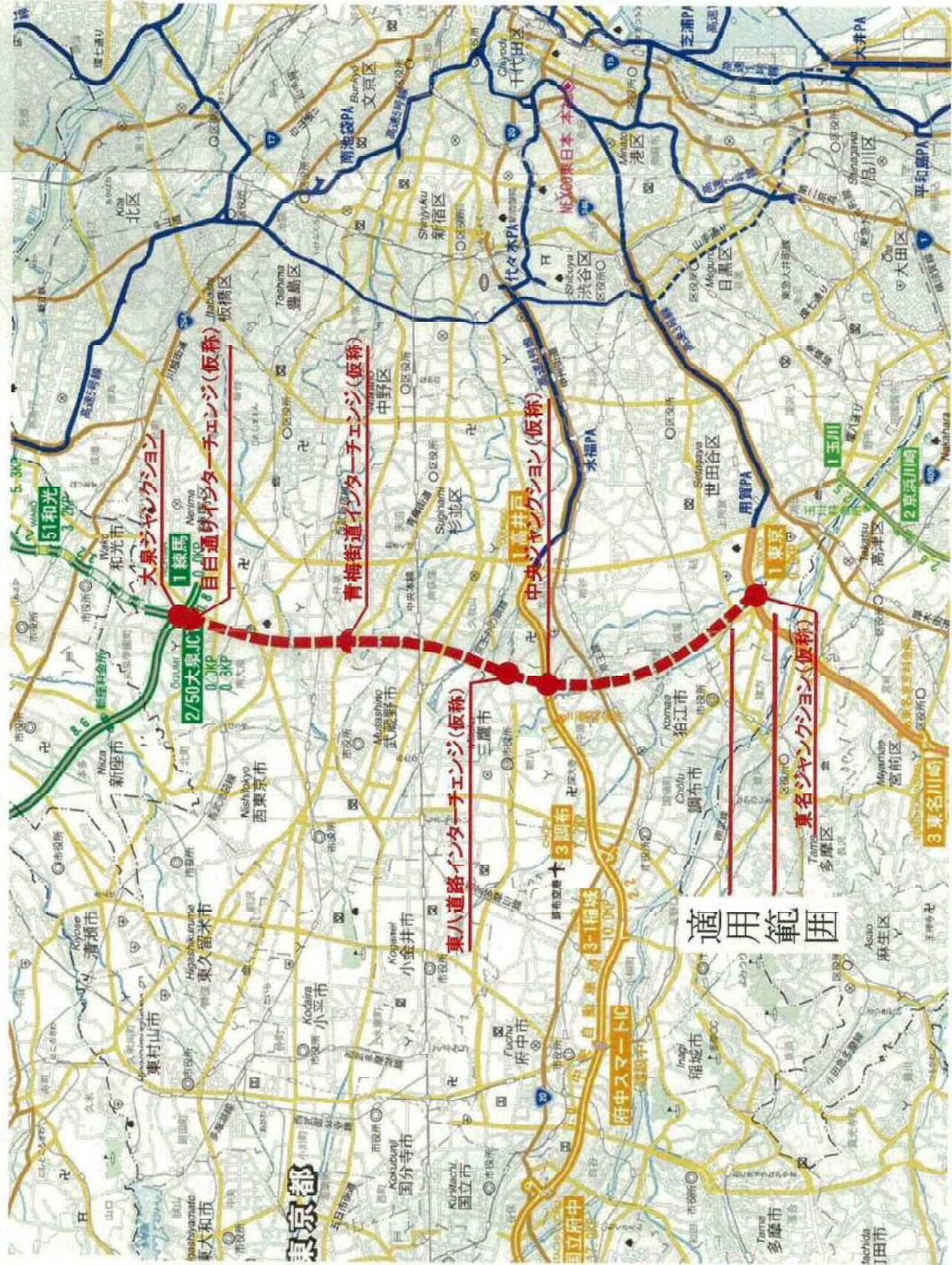


乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
中日本高速道路株式会社  
東京支社長 高城 一 俊



別添図1

位置図



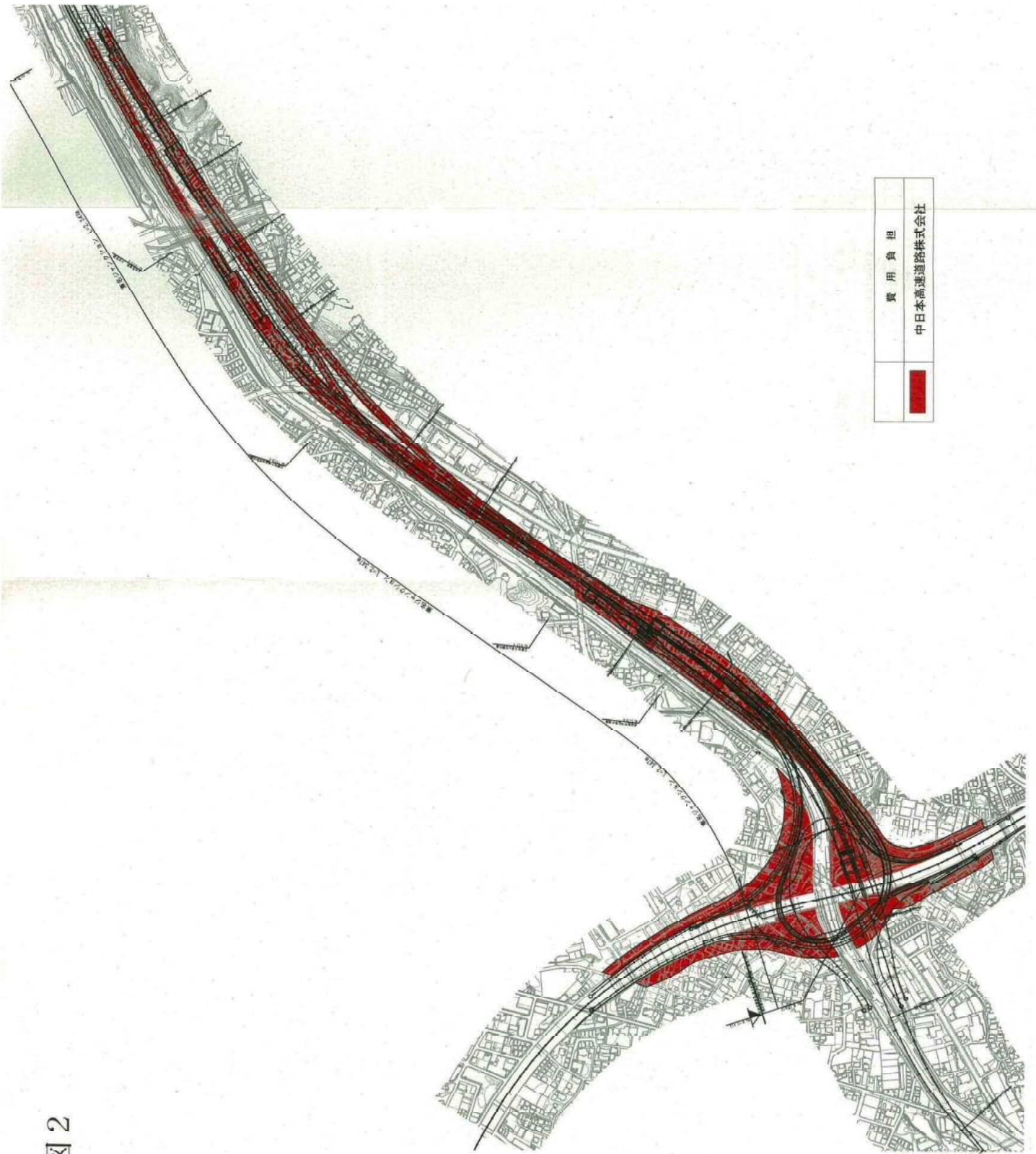
を除き、

する。

する。

5点、定

別添図 2



別添図3



卷之三

